

最高裁秘書第3300号

令和3年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（令和2年8月11日付で、73期司法修習生から提出された文書），及びこれに関する司法研修所の検討内容が書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年3月29日付け（同月31日受付）

2 答申番号

令和3年（最情）答申第24号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）